

ひとり親家庭等の方・離婚を考えておられる方

- 8会場にて開催
- ・近江八幡会場
 - ・草津会場
 - ・米原会場
 - ・高島会場
 - ・大津会場
 - ・長浜会場
 - ・守山会場
 - ・湖南会場

●滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターからのご案内●

○養育費に関する個別相談会

要予約
相談は無料

両親が離婚しても子どもが自立するまで父、母がその子どもの生活を保障する責任があります。
離れて暮らす親と子の絆のために、ひとりで悩まずに相談してください。

ご相談内容(例)

養育費の取決め方、養育費の金額、親子交流、公正証書の作成、
協議離婚の際の取決めなど

専門相談員

家庭問題情報センター主任研究員(元調査官)



●会場と日程のご案内●

時間 午後1時~4時
(1日3人・1人50分)

近江八幡会場 (滋賀県立男女参画センター内)	令和6年5月25日(土)
	令和6年12月22日(日)
草津会場(草津市役所)	令和6年8月4日(日)
守山会場(守山市役所)	令和6年8月14日(水)
米原会場(米原市役所)	令和6年8月17日(土)
高島会場(高島市役所)	令和6年9月10日(火)
湖南会場(湖南市役所)	令和6年9月25日(水)
大津会場 (社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会)	令和6年10月5日(土)
	令和7年2月1日(土)
長浜会場(長浜市役所)	令和6年12月7日(土)

●養育費とは・・・

子どもを監護・教育するために必要な費用です。子どもの生活を保障し、心の成長を支えることは当然の責任です。養育費の支払いは、親として子に対する最低限の義務です。

*養育費の請求手続き(取決め時期と方法)

*養育費算定

*養育費の増減(事情の変更)

*養育費の確保(養育費の支払いが滞ったとき)

etc.相談にいらしてください!

LINE
公式アカウント



お申込先

滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

〒523-0891

近江八幡市鷹飼町80-4「滋賀県立男女共同参画センター」内

TEL: 0748-37-5088

FAX: 0748-37-5488

支援センター公式LINEお友だち
募集中!情報配信しています。
友だち登録後お名前いれてトークしてね!



滋賀県
Shiga Prefecture

—滋賀県委託事業—